

2-1 基本理念

壬生町における男女共同参画社会実現のため、以下の6つを基本理念として、本計画を策定します。

認め合い支え合って 男女がともに活躍できるまち・みぶ

① 男女の人権の尊重と配偶者等からの暴力の根絶

- ・男女の個人としての人権を尊重し、性別によって差別されることなく、その人権が尊重され、個人の能力を発揮する機会を確保します。
- ・DVは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の推進を阻害するものとなっており、その根絶を目指します。

② 男女平等の視点から、社会における制度又は慣行を見直す

- ・性別による固定的な役割を求める傾向が根強く残っています。一人ひとりがどのような生き方をするかを自ら選択することができるように、意識の改革を進めます。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

- ・男女が社会の対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野における政策、方針の立案及び決定に参画する機会を確保します。

④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の推進

- ・男女が相互に協力し、家庭、学校、職場地域等において、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進により、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮できるように、活躍できる環境整備を推進します。

⑤ 男女が互いに性への理解と健康の確保

- ・男女が互いに性についての理解を深め、それぞれの意志が尊重される環境のもとに、生涯を通じて健康な生活を送ることができるようにしていきます。

⑥ 国際的な協調

- ・男女共同参画社会の推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的な取り組みの推進に努めます。

2-2 基本目標

基本目標1 男女の人権が尊重された社会づくり

男女が生まれながらに持っているお互いの違いを認めあいながら、一人の人間として、家庭や地域、職場や教育の場などにおいて、共に協力しあうことが大切です。性別に関わりなく人権が尊重されるように意識の改革を進め、男女の人権が尊重された社会づくりを進めます。

基本目標2 配偶者等からの暴力や虐待の根絶

DVは、重大な人権侵害であるにもかかわらず、外部から発見が困難な家庭内で行われるため、被害者が我慢を強いられるなど潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として取り扱われる傾向にあります。

DVを未然に防止するためには、一人ひとりが、DVが重大な人権侵害であるという認識を持つことが大切です。

啓発事業を展開し、人権尊重と男女平等の意識を高めることで、デートDVや将来のDV被害を防止します。

基本目標3 互いを支える社会づくり

核家族化や共働き世帯の増加などに伴い、家庭を取り巻く状況は多様化し、男女が協力して家事や育児等を行うことが求められています。

家庭や地域、職場において、それぞれが役割を果たし、ワーク・ライフ・バランスを推進し、互いに支える社会づくりを進めます。

基本目標4 女性活躍を推進します

豊かで活力ある社会の実現に向け、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備に努めます。

また、非正規雇用やひとり親などの増加により、女性等の貧困が深刻化しており、就労支援や起業支援を行い、女性等の自立を支援していきます。

基本目標5 総合的な協働・推進体制の確立

各施策について、計画的・継続的に取り組むために、総合的な協働・推進体制を確立します。

2-3 施策の体系

■ 施策の体系

将来像

認め合い支え合って 男女がともに活躍できるまち・みぶ

基本理念

- ① 男女の人権の尊重と配偶者等からの暴力の根絶
- ② 男女平等の視点から、社会における制度又は慣行を見直す
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の推進
- ⑤ 男女が互いに性への理解と健康の確保
- ⑥ 国際的な協調

基本目標1 男女の人権が尊重された社会づくり

施策の方向1 社会制度や慣行を見直す

- 家庭における役割分担についての意識啓発
- 社会制度や慣行を見直すための啓発
- 男女共同参画に関する意識調査の実施

施策の方向2 人権意識を高める

- 壬生町人権擁護委員協議会を中心とした街頭啓発・広報活動の実施
- 人権教育の推進
- 人権意識の定着のための人権作文・人権書道の表彰
- 人権週間の啓発による人権意識の高揚

施策の方向3 男女共同参画の意識を高める

- 公民館及び生涯学習館における女性向けや男性向けの講座の充実、託児制度の充実
- 男女共同参画に関する図書の充実
- 男女共同参画に関する学習活動等を行う団体等の支援と連携
- 男女共同参画に関する講座・講演会等の実施
- 男女共同参画の視点からの国際交流の推進

施策の方向4 教育を通じて男女共同参画意識を高める

- 人権教育の充実
- 男女の自立をうながす、技術・家庭科教育の推進
- 学校生活全般に渡る男女共同参画の推進
- 幼稚園、保育園等の職員研修の充実
- 指導方法・技術の向上のための教職員研修の充実
- 外部講師による講演会等の実施
- 保護者への意識啓発の推進

施策の方向5 広報活動を充実する

- 広報「みぶ」や公式ホームページを活用した情報提供

基本目標2 配偶者等からの暴力や虐待の根絶【壬生町DV防止基本計画】**施策の方向1 DV防止に向けた対策の充実**

- 広報・啓発の充実
- 人権教育・人権啓発の推進

施策の方向2 DV被害者の支援体制の整備

- 相談体制の充実
- 保護体制の充実

基本目標3 互いを支える社会づくり**施策の方向1 生涯を通じた健康づくりの推進**

- 各種検診等の充実
- 各種健康教室の開設
- 各種健康相談の充実
- 生活習慣病予防対策の充実
- 更年期に対するケアの充実
- 健康で豊かな生活を送るための食育の推進
- スポーツの推進による健康づくり
- スポーツ指導者の養成
- 健康づくりのための公園整備

施策の方向2 母性への理解を深める

- 妊産婦の健康管理指導
- 各種教室相談の開催
- 母性保護に関する講座等の開催

施策の方向3 生と性に関する知識を広める

- 子供の成長段階に応じた適切な学校教育の推進
- 健康をおびやかす問題に関する知識の啓発及び対策の推進

施策の方向4 家庭で協力しながら子育てや介護が出来る仕組みづくり

- ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 育児や介護の男女共同についての啓発
- 子育て支援センター「ひよこ」の充実
- 男女のための家事・育児・介護等の講座の充実
- 子育てに関するネットワークづくりの促進
- 各種保育サービスの充実及び施設整備の促進
- 介護教室の開催や相談活動等の介護者支援の充実
- ひとり親家庭等への支援
- 各種助成の実施
- 少子化対策の推進

施策の方向5 地域活動における共同参画を進める

- 自治会・PTA等の団体役員への女性登用の促進
- 防災における男女共同参画の推進
- 町民活動支援センターの活用促進
- 地域で介護を支える体制づくりの推進

施策の方向6 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- 政策決定過程への女性の参画推進
- 管理、監督的立場への女性の登用促進
- 地域活動におけるリーダー育成
- 農村女性のリーダー育成

施策の方向7 働きやすい環境づくりをうながす

- 仕事と生活の調和の推進
- 労働時間短縮の推進
- 育児、介護休業制度の普及・啓発
- 雇用機会均等法の周知
- 男女による固定的役割分担の解消
- 家族経営協定の周知及び締結

基本目標4 女性活躍を推進します【壬生町女性の活躍推進計画】

施策の方向1 女性の活躍を推進するための体制づくり

- 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発
- 多様な主体による協議会の設置
- 庁内におけるワンストップ相談体制の構築
- 男性の意識と職場風土の改革
- ハラスメントのない職場の実現
- 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備の推進
- 一般事業主行動計画策定の推進
- とちぎ女性活躍応援団への登録の推進

施策の方向2 女性の就業・再就職や起業等を支える

- 女性の再就職の支援
- 就職等の情報の提供
- 女性の起業のための支援
- 各種支援制度の充実

施策の方向3 農林業や商工業等の自営業に携わる女性の労働条件を整える

- 農業女性起業グループへの支援
- 家内労働者の労働条件の向上に向けての啓発
- 農村における男女共同参画意識の啓発
- 家族経営協定の周知及び締結の推進

基本目標5 総合的な協働・推進体制の確立

施策の方向1 広聴活動を充実する

- アンケート調査等による住民意識調査の実施
- 計画の進捗状況の把握
- 栃木県男女共同参画地域推進員等との連携

施策の方向2 庁内体制を確立する

- 庁内の横断的な連絡会議の開催
- 積極的な職員研修などの実施
- 人事評価制度を活用した公正な人事管理の実施

施策の方向3 行政と町民の協働関係をつくる

- 男女共同参画推進委員会の開催

施策の方向4 県や他市町との連携を図る

- 県からの情報や機能の活用などによる住民への意識啓発、情報提供などの支援
- 県や他市町、企業等との交流による情報交換や施策推進に当たっての連携等

2-4 将来の壬生町の男女共同参画社会イメージ

ここでは、将来の壬生町の男女共同参画社会のイメージを「理想の4領域」、家庭・地域・学校・職場の4つの領域ごとに示しています。こうした将来イメージを目指して、本プランにもとづく施策を実施していきます。

家庭では

- ・家族全員で、家事・育児・介護を分担し、喜びも苦労も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。
- ・一人ひとりが家族の一員として意見を出し合い、互いの協力により、豊かで充実した家庭生活を築いています。
- ・男性も女性も、大人も子どもも、一人ひとりの人権が尊重された家庭を築いています。



地域では

- ・地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や人権が尊重されています。
- ・自治会・防災・PTAなどの様々な活動の企画や方針決定に女性が関わり、住み良い地域づくりに貢献しています。
- ・誰もが地域社会の一員として、住みよさを実感し、連帯感のある地域で生活ができます。



学校では

- ・男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育が推進されています。
- ・性別による固定観念にとらわれない多様な生き方ができるよう、男女共同参画を推進する教育がなされています。
- ・ボランティア活動を通して、自己有用感や自己肯定感を深めています。



職場では

- ・管理職への女性の登用等が進み、女性が活躍する職場になっています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現により、男女ともにゆとりと充実感をもって生き生きと働いています。
- ・農林業、自営商工業者等において、女性の経営参画が進んでいます。



2-5 プランの目標

「2-4 将来の壬生町の男女共同参画社会のイメージ」を目標として、プランを推進していきますが、目標設定指標の項目については、計画の着実な推進と実効性のあるフォローアップを行う観点から、点検・評価ができるものを設定しました。

また、住民意識の動向については、中間見直しの平成 33 年度に実施予定の住民意識調査により、検証を行います。

■ 目標の一覧

	目 標 【対応施策】	平成27年度 実績	平成38年度 目標	担当課
①	人権擁護委員協議会の街頭啓発活動回数 【男女の人権が尊重された社会づくり】	2回	3回	生活環境課
②	男女共同参画推進講座への参加人数 【男女の人権が尊重された社会づくり】	109人	120人	生涯学習課
③	DV等相談窓口の周知活動回数 【配偶者からの暴力や虐待の根絶】	0回	3回	生涯学習課 生活環境課
④	DV防止や児童虐待防止等の意識啓発講座の 開催回数 【配偶者からの暴力や虐待の根絶】	1回	2回	生涯学習課 生活環境課 こども未来課
⑤	子宮頸がん検診受診率 【互いを支える社会づくり】	20歳代13.5% 30歳代29.7%	20歳代15% 30歳代30%	健康福祉課
⑥	乳がん検診受診率 【互いを支える社会づくり】	21.2%	30%	健康福祉課
⑦	特定健康検査受診率 【互いを支える社会づくり】	29.2%	60%	住民課

	目 標 【対応施策】	平成27年度 実績	平成38年度 目標	担当課
⑧	育メン・育児BGM講座の開催数※ 【互いを支える社会づくり】	5回	8回	こども未来課
⑨	自治会長やPTA会長の女性の登用率 【互いを支える社会づくり】	7.6%	12%	生活環境課 生涯学習課
⑩	審議会等への女性の登用率 【互いを支える社会づくり】	27.8%	40%	関係各課
⑪	家族経営協定の締結数 【互いを支える社会づくり】	27件	35件	農業委員会 農政課
⑫	延長保育を実施している保育園数 【女性活躍を推進します】	7ヶ所	10ヶ所	こども未来課
⑬	放課後児童クラブの設置数 【女性活躍を推進します】	7ヶ所	10ヶ所	こども未来課

※育児BGM講座とは、Bが祖母、Gが祖父、Mが父親を表した育児講座となります。